

※※ 第 号			
※ 経 由 市町村名		※ 市 町 村 令和 年 月 日 受付年月日	
※ 市 町 村 令和 年 月 日 進 達 第 号		※ 市 町 村 令和 年 月 日 再 進 達 第 号	
<u>児 童 扶 養 手 当 資 格 喪 失 届</u>			
① (フリガナ) 受 給 者 氏 名			② 証 書 番 号 第 号
③ 受 給 者 住 所	〒 TEL ()		
④ 受給資格がなくなった理由	01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20		
⑤ 理 由 が 発 生 し た 日	令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ⑧</p> <p>(宛先) 三条市教育委員会</p>			
※ 確 認 (添 付) 書 類	1 住民票の写し(除票)(年 月 日 同居・同居なし) 確認		
	2 戸籍謄本又は抄本(附票)(年 月 日 婚姻・未婚) 確認		
	3 年金証書の写し	4 措置決定通知書の写し	5 児童扶養手当証書
	6 その他事実が明らかになる書類 ()	市町村 担 当	⑧

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要はありません。
◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

注意

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
- 01 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。
- 02 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。
- 03 児童が手当を受けている父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
- 04 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
- 05 児童が死亡した。
- 06 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
- 07 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- 08 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令（以下「令」といいます。）別表第1に定める程度の障がいの状態にあったものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障がいの状態でなくなった。
- 09 母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。）と生計を同じくするようになった。
- 10 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになった。
- 11 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。）したりして、児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）に養育されるようになった。
 - ・次の12から20までのいずれかに該当しなくなった。
- 12 父母が婚姻を解消した児童
- 13 父又は父が死亡した児童
- 14 父又は母が令別表第2に定める程度の障がいの状態にある児童
- 15 父又は母の生死が明らかでない児童
- 16 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 17 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 18 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 19 母が18に該当するかどうか明らかでない児童
- 20 その他支給要件に該当しなくなった。
- 2 手当を受けている人が死亡したときは、この届ではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。